

競争入札参加資格審査申請に関する

Q & A (よくあるご質問)

※本資料のほか、各申請要領や提出書類をあらかじめご確認のうえ、
ご不明な点があればお問合せください。

令和7年12月

沖縄県 宜野湾市 総務部 契約検査課

« 目 次 »

共通事項編

1. 申請は、窓口で行うこともできますか。·····	3
2. 申請書類を受け付けたことの証明をもらえますか。·····	3
3. 書類不足や不備があった場合、どのような取扱いになりますか。·····	3
4. 提出書類はカラーで提出する必要がありますか。·····	3
5. 提出書類は、コピーで構いませんか。·····	3
6. 会社を設立したばかりですが、申請できますか。·····	3
7. 登記上の本店は沖縄県外にあり、支店・営業所等が沖縄県内にある場合で、 沖縄県内の支店・営業所等へ委任しない場合の地域区分は何になりますか。 ·····	3
8. 電算入力用業者カードに記載する商号や所在地等を省略してよいでしょうか。 (例：「株式会社」を「(株)」と記載。「一丁目1番1号」を「1-1-1」で記入な ど。)·····	4
9. まだ1度も決算を迎えていないため、沖縄県税又は宜野湾市税の納税を証明 する書類が提出できないと思われるが、この場合どうすればよいですか。···	4
10. 提出書類一覧表において「労働保険納入確認書」及び「社会保険料納入確認 書」が「適用除外の場合は、理由書を提出」とありますが、「理由書」の様式 はありますか。·····	4
11. 「使用印鑑届」や「委任状及び使用印鑑届」は独自様式でも構いませんか。 ·····	4
12. 「使用印鑑届」と「委任状及び使用印鑑届」の違いは何ですか。·····	4
13. 申請に対する審査結果の公表は、いつ頃ですか。·····	4

建設工事編

14. 「建設業労働災害防止協会」の加入が免除されている業種とは何ですか。	5
15. 提出書類の「工事実績調書」は宜野湾市の様式以外での提出も可能ですか。	5
16. 「工事実績調書」に記載する「直近2年分の国（公社・公団含む）、県又は市町村の発注工事で元請の施工実績」がない場合も提出が必要ですか。	5
17. 提出書類一覧表の「技術職員有資格者名簿」は、宜野湾市の様式以外での提出も可能ですか。	5

測量等建設コンサルタント業務 編

18. 希望業種について「過去2年間に実績がないものは除く」とありますか、民間との実績がある場合は、登録できますか。	5
19. 複数の資格をもつ技術職員がいる場合、技術職員の数え方はどのようにすればよいですか。	5
20. 提出書類の「業務実績調書」は宜野湾市の様式以外での提出も可能ですか。	6
21. 提出書類一覧表の「技術職員有資格者名簿」は、宜野湾市の様式以外での提出も可能ですか。	6

役務、物品の製造及び購入 編

22. 希望業種について「過去2年間に実績がないものは除く」とありますか、民間との実績がある場合は、登録できますか。	6
23. 提出書類の「実績調書」は宜野湾市の様式以外での提出も可能ですか。	7

共通事項編

Q 1 申請は、窓口で行うこともできますか。

A 1 オンラインシステム(Graffer)による申請または郵送での受付となり、窓口での受付は行いません。

なお、**1月31日（土）**までの消印有効となりますのでご注意ください。消印が**2月1日（日）**以降となる場合には、受付をせず、返却となります。

Q 2 申請書類を受け付けたことの証明をもらえますか。 **（郵送申請の場合）**

A 2 受付確認書類が必要な場合は、「入札参加資格申請書」のコピー（控え）をご用意のうえ、申請書類と一緒にご提出ください。

当該控えに市受付印（受付日の表示あり）を押印し、返却致しますので、返信用封筒（切手貼付）を同封してください。）

なお、控え（入札参加資格申請書のコピー）については、各自でご用意ください。（市でのコピーは一切行いません。）

Q 3 書類不足や不備があった場合、どのような取扱いになりますか。

A 3 提出書類の審査で書類不足や不備等があった場合、契約検査課より書類の訂正や再提出について、電話又はメールでご連絡いたします。そのため、入札参加資格申請書の「申請担当者名」、「申請担当電話番号」及び「申請担当メールアドレス」には、不備等の連絡へ対応可能な方をご記入ください。（行政書士事務所等が代理で申請する場合は、代理申請であることが分かるように、事務所名からご記入ください。）

Q 4 提出書類はカラーで提出する必要がありますか。

A 4 カラーと指定されているもの（制服の写真、事務所の外観及び室内的写真）以外は、白黒で構いません。

※制服の写真については、清掃・警備業務希望者のみ提出。

※事務所の外観及び室内的写真は、地域区分が「市内」又は「準市内」の場合のみ提出。

Q 5 提出書類は、コピーで構いませんか。 **（郵送申請の場合）**

A 5 提出書類一覧表において「原本」と指定されている以下の書類は原本をご提出ください。

1) 使用印鑑届（該当する場合のみ提出）

2) 委任状及び使用印鑑届（該当する場合のみ提出）

※コピーで提出する書類のうち、「印鑑証明書」については拡大縮小せず等倍でコピーしたものをご提出ください。

Q 6 会社を設立したばかりですが、申請できますか。

A 6 作成基準日（**令和7年12月1日**）において、1年以上引き続き営業を営んでいる（事業活動を始めてから1年以上経過している）ことが申請要件となっています。

審査の際に、1年以上経過していることを確認するため、資料の追加提出を求めるものもありますのでご了承ください。

Q 7 登記上の本店は沖縄県外にあり、支店・営業所等が沖縄県内にある場合で、沖縄県内の支店・営業所

等へ委任しない場合の地域区分は何になりますか。

A 7 委任の有無にかかわらず、地域区分は「県内」となります。（この場合、提出書類一覧の「県内」の区分で提出書類を揃えてください。）

また、電算入力用業者カードにある「支店・営業所情報」にも当該支店・営業所等の情報をご記入ください。

※支店・営業所等が宜野湾市内にある「準市内」の場合も同様です。

Q 8 電算入力用業者カードに記載する商号や所在地等を省略してよいでしょうか。

（例：「株式会社」を「（株）」と記載。「一丁目 1 番 1 号」を「1-1-1」で記入など。）

A 8 法人の場合、商号、代表者肩書（※）、所在地等は省略等せずに登記簿どおりご記入ください。（個人事業主の場合でも住所の省略はせず記入してください。）また、個人事業主の場合の代表者肩書は「代表者」とご記入ください。

※代表者の肩書については、例えば「代表取締役」など登記上の表示どおり記載してください。（例：代表取締役社長ではなく、代表取締役と記入。）

Q 9 まだ 1 度も決算を迎えていないため、沖縄県税又は宜野湾市税の納税を証明する書類が提出できないと思われるが、この場合どうすればよいですか。

A 9 沖縄県税又は宜野湾市税について、納付すべき額がない場合でも、その旨の証明書（滞納のない証明書）を提出してください。

Q 10 提出書類一覧表において「労働保険納入確認書」及び「社会保険料納入確認書」が「適用除外の場合は、理由書を提出」とありますが、「理由書」の様式はありますか。

A 10 適用除外の場合は、別添の「理由書」を提出してください。なお、日付（書類作成日）、商号又は名称、所在地、代表者氏名、適用除外の理由等の記載があれば、任意様式でも提出可能です。

Q 11 「使用印鑑届」や「委任状及び使用印鑑届」は独自様式でも構いませんか。

A 11 市所定様式でのみ受付となります。（独自様式不可）

「使用印鑑届」や「委任状及び使用印鑑届」については原本をご提出ください。（コピーでの提出不可）

なお、オンライン申請(Graffer)の場合は、カラーの PDF ファイルを添付してください。

Q 12 「使用印鑑届」と「委任状及び使用印鑑届」の違いは何ですか。

A 12 「使用印鑑届」は、委任をせず、実印と異なる印鑑を入札書、契約締結、請求書等に使用する場合にのみ提出してください。（使用印は必ず実印と異なる印鑑となります。実印でよい場合、「使用印鑑届」を別途提出する必要はありません。）

一方、「委任状及び使用印鑑届」は、委任をする場合に提出する様式となります。（※）この場合、「使用印 = 受任者印」ということになりますので、受任者印は実印とは異なる印鑑を届出することになります。

よって、「使用印鑑届」と「委任状及び使用印鑑届」は「委任の有無」により区別されるものとなるため、「使用印鑑届」と「委任状及び使用印鑑届」はどちらか一方の提出となります。（両方提出が必要となることはありません。）

※委任は、本店が県外又は県内離島の場合のみ委任可となります。

Q 13 申請に対する審査結果の公表は、いつ頃ですか。

A13 審査結果は、**令和8年4月1日**に、本市ホームページ及び契約検査課窓口で入札参加資格者名簿の公表をもって通知に代えるものとします。

なお、有資格者として登録が認められない場合、その旨を当該申請者へ通知します。

建設工事編

Q14 「建設業労働災害防止協会」の加入が免除されている業種とは何ですか。

A14 免除業種は以下のとおりです。

タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事

Q15 提出書類の「工事実績調書」は宜野湾市の様式以外での提出も可能ですか。

A15 市様式ではなく、経営事項審査の際に作成した工事経歴書（様式第2号）でも可能であり、また、市様式に準じた所定の記載事項（商号又は名称、業種、発注者名、工事名、工事場所、請負代金額、着工年月、完成又は完成予定年月）があれば、任意様式でも提出可能です。

Q16 「工事実績調書」に記載する「直近2年分の国（公社・公団含む）、県又は市町村の発注工事で元請の施工実績」がない場合も提出が必要ですか。

A16 実績がない業種については、提出は不要です。提出のない業種は「実績なし」として取り扱います。

Q17 提出書類一覧表の「技術職員有資格者名簿」は、宜野湾市の様式以外での提出も可能ですか。

A17 市所定様式でのみ受付となります（独自様式不可）。

地域区分が「市内」、「（沖縄県内に本社がある）準市内及び県内」の者が申請する際の様式については、技術職員有資格者名簿の資格内容に基づき、業者カードの技術職員数が自動作成されます。

なお、該当者がいない場合も「該当なし」であることを確認するため、様式中の「氏名の欄」に「該当なし」であることを記載し、ご提出をお願いします。

測量等建設コンサルタント業務 編

Q18 希望業種について「過去2年間に実績がないものは除く」とありますが、民間との実績がある場合は、登録できますか。

A18 登録できますが、民間の実績も含め、過去2年間に実績がない業種については、登録できません。

※提出書類にある業務実績調書は「直近2年分の国（公社・公団含む）、県又は市町村の発注工事で元請の完成業務」のみをご記入ください。なお、実績がない業種については、提出の必要はございません。

Q19 複数の資格をもつ技術職員がいる場合、技術職員の数え方はどのようにすればよいですか。

A19 資格を保有する技術職員の数を記載する書類は、2種類（電算入力用業者カードA、電算入力用業者カードB）ありますが、それぞれのカードで数え方が異なります。

まず、電算入力用業者カード A は、「延べ数」で数えますので、複数の資格をもつ技術職員がいる場合、同じ業種に係る資格であっても、それぞれの資格で数えます。

次に、電算入力用業者カード B は、「同業種内での重複不可」としていますので、お一人の方が同じ業種に係る資格を複数保有している場合は、「1級技術者」「2級技術者」「その他技術者」のうち、上位の区分で「1人」と数えます。

例：宜野湾太郎が、一級土木施工管理技士と RCCM：道路部門の資格、さらに補償業務管理士の物件部門と総合補償部門の資格をもっている場合

電算入力用業者カード A

一級土木施工管理技士で「1」、RCCM で「1」、補償業務管理士で「2」として数える。

（同じ業種に係る資格であっても、それぞれでカウントします。）

電算入力用業者カード B

土木関係コンサルタントの上位の級である一級土木施工管理技士のみで「1人」として数え、補償関係コンサルタントの「その他技術者（補償業務管理士）」で 1 人と数える。

（同じ「土木関係コンサルタント」に係る資格（同業種内）であるため、上位の級の資格でのカウントとなるが、業種が違う補償関係コンサルタントは別で 1 人とカウントする。）

地域区分が「市内」、「（沖縄県内に本社がある）準市内及び県内」の者が申請する際の様式については、技術職員有資格者名簿の内容に基づき、上記のルールにより、業者カード A 及び B の技術職員数が自動作成されます。

Q20 提出書類の「業務実績調書」は宜野湾市の様式以外での提出も可能ですか。

A20 市様式に準じた所定の記載事項（商号又は名称、業種区分、発注者名、件名、規模等、履行場所、請負代金額、着手年月及び完成年月）があれば、任意様式でも提出可能です。

Q21 提出書類一覧表の「技術職員有資格者名簿」は、宜野湾市の様式以外での提出も可能ですか。

A21 市所定様式でのみ受付となります（独自様式不可）。

地域区分が「市内」、「（沖縄県内に本社がある）準市内及び県内」の者が申請する際の様式については、技術職員有資格者名簿の資格内容に基づき、業者カード A 及び B の技術職員数が自動作成されます。

なお、該当者がいない場合も「該当なし」であることを確認するため、様式中の「氏名の欄」に「該当なし」であることを記載し、ご提出をお願いします。

役務、物品の製造及び購入 編

Q22 希望業種について「過去 2 年間に実績がないものは除く」とありますが、民間との実績がある場合は、登録できますか。

A22 登録できますが、民間の実績も含め、過去 2 年間に実績がない業種については、登録できません。

※提出書類にある実績調書は「過去 2 年間分の国（公社・公団含む）、県又は市町村の元請実績」のみご記

入ください。なお、実績がない業種については、提出の必要はございません。

Q23 提出書類の「実績調書」は宜野湾市の様式以外での提出も可能ですか。

A23 市様式に準じた所定の記載事項（商号又は名称、発注者名、件名、営業種目、契約金額、契約年月及び履行期限）があれば、任意様式でも提出可能です。